

学位請求論文審査報告要旨

2017 年 12 月 13 日

学位請求者 穂山祐子

論文題目 トルコ共和国における文字革命と「国民」の形成

論文審査委員 糟谷 啓介
イ ヨンスク
加藤 博

1. 本論文の構成

本論文の目的は、トルコ共和国成立後におこなわれたいわゆる「文字革命」——トルコ語を表記する文字をアラビア文字からラテン文字に切り替えた措置——が、共和国の推し進めた「国民形成」政策とどのように結びついていたかを明らかにすることである。論文の構成は以下の通りである。

はじめに

用語解説

関連年表

序章

第一部 文字革命の歴史的経緯

第一章 文字問題の発生とその背景

- 一 アラビア文字によるトルコ語表記の問題点
- 二 近代技術流入のインパクト
- 三 初等教育の拡充と識字問題の顕在化

第二章 文字をめぐる議論とその展開

- 一 オスマン知識人たちによる議論の開始
- 二 オスマン帝国域外からの影響
- 三 第二立憲政期（1908～1918）における試みと挫折
- 四 トルコ共和国建国前夜におけるラテン文字への「心理的障壁」
- 五 ラテン文字導入論の再燃
- 六 議論の性質の変化：ラテン文字導入と「革命」の結合

第三章 「トルコ文字」承認までの政治プロセス

- 一 言語委員会の創設とアルファベットレポート提出
- 二 サライブルヌ演説と文字革命の開始
- 三 ムスタファ・ケマルの国内遊説とラテン文字キャンペーン

四	大国民議会における新字法案の承認	
第二部	文字革命の実相——新字普及の実質的プロセス	
第四章	新字法の施行と新字普及施策	
一	新字法の内容と特徴	
二	言語景観の変容と体制変化の可視化	
三	新字法の産業分野への適用	
四	新字普及の核としての教員養成	
五	新字使用環境の整備——役人・官僚の教育	
六	旧字排除の鍵——宗務関係者に対する対応	
第五章	大衆向け識字教育と国民形成	
一	新字教育と「理想的国民」の創出	
二	「国民学校 Millet Mektepleri」の開設	
三	国民学校への参加促進政策	
四	国民学校の教育内容とその特徴	
五	国民学校の実態	
六	国民学校の影響力の低下とその理由	
七	大衆のための識字教育とその後	
第六章	文字革命の現実——二つの書記規範の併存と社会摩擦	
一	新字に対する反応：「共和国の文字」か「不信心者の文字」か？	
二	知識人による旧字使用の継続	
三	公的機関における文字使用状況	
四	地下教育と旧字学習の関係	
五	新字導入が個人に与えた影響	
六	新旧ふたつの文字をめぐる社会の軋轢	
第七章	文字革命をめぐる言説形成	
一	文字革命の科学的正当性	
二	アタテュルクとの一体性の獲得	
三	成功言説の醸成とその再生産	
四	識字政策としての評価	
五	アタテュルクの遺産としての新字の権威化	
六	民主化の反動と文字政策の不可逆性	
終章		
参考文献		

2. 本論文の概要

序章では、論文全体の導入として、本論文の目的、課題、視点、研究方法が述べられる。1923年にトルコ共和国が成立した後、ムスタファ・ケマルを指導者とする共和国政権が推し進めた改革のなかに、1928年11月にトルコ語を表記する文字としてアラビア文字を廃

止し、新たにラテン文字を採用した改革、いわゆる「文字革命」がある。著者によれば、オスマン臣民から均質的なトルコ国民を生み出すことが焦眉の問題であったときに、文字革命は「トルコ人」としての国民意識形成のための重要な政治的選択であった。しかし文字革命の実態は十分に明らかにされておらず、著者はさまざまな資料を駆使してその実態の解明に迫ろうとする。

第一章では、アラビア文字を用いたトルコ語表記のどこに問題があったかを文字論の観点から整理したうえで、オスマン帝国末期における文字問題に関する議論が検討される。母音を表記しないアラビア文字の書記システムがトルコ語固有の構造にうまく合致しないとしても、オスマン帝国においては、アラビア語とペルシア語からの大量の借用語を含むいわゆる「オスマン語」が用いられたために問題が顕在化しなかった。西欧から活版印刷に代表される近代的技術や教育制度が導入されるにつれて、知識人を中心に文字問題が論じられるようになる。

第二章では、オスマン帝国末期から共和国成立期にいたる時期の文字改革についての議論が整理される。19世紀半ばに、オスマン知識人によって文字改革の議論が開始されるが、そこではアラビア文字の廃止という急激な改革は提言されていない。アブドゥルハミド二世の専制期には文字改革の議論が一端沈静化するが、1908年の青年トルコ革命後に議論が再び活発になると、アラビア文字表記の改良に向けて、さまざまな案が提示されるが、ラテン文字採用に対する心理的障壁は依然として大きかった。アゼルバイジャンで開かれた1926年の第一回テュルク学会議において、ソ連のムスリム諸民族がラテン文字に移行することが決議された後、文字改革の議論はさらに熱を帯びる。とくに、ムスタファ・ケマルが権力を強化する1927年末から翌28年前半にかけて、ラテン文字の放棄へと一挙に議論が進められる。著者によれば、この時期の変化は、ラテン文字採用の正当性が特定の政治勢力の正当性と結びつけられた点にあるとしている。

第三章では、トルコ語の正書法に用いられるラテン文字、すなわち「トルコ文字」が承認されるまでの政治的プロセスが論じられる。1928年5月にラテン文字導入の適切性を議論するために9名の委員から成る言語委員会が設立され、8月には「アルファベットレポート」と呼ばれる報告書がムスタファ・ケマルに提出される。これによりラテン文字導入が既定路線となる。ケマルが同年8月9日に行なった文字革命の開始を知らせる演説、通称サライブルヌ演説は、後に共和国革命を象徴する行事として回想されることとなる。同年11月1日の大国民議会で「新トルコ文字の承認と適用に関する法」が承認され、二日後に公布される。これによってオスマン帝国末期からの文字改革に関する議論は終止符を打つことになる。

第四章では、新字法の内容と特徴が論じられ、トルコ文字がどのように社会に浸透していったかが跡づけられる。すぐに大きな変化が見られたのは、看板や標識がアラビア文字からトルコ文字にとって代わられた都市の言語景観である。法律への即座の対応が迫られた印刷、出版業、映画産業などにおいては、新字への切り替えが比較的早く実行された。さらに、教員や役人などの公務員に対する対応が検討されるなかで、旧字の使用が反動的であるのに対して、新字の使用は愛国的行動として奨励された。たとえば、教育相の名前

で出された通達では、旧字は明確に「革命の信念を蝕む最大の敵」と位置づけられた。公務員には新字講習を受け、新字習得を証明する修了証を取得することが義務付けられていたが、現実にはこの修了証の交付はかなり形式的であることも多かった。

第五章では、大衆向けの識字教育と国民形成の関係が論じられる。1928 年 11 月には、新字学習を目的とした講習所として「国民学校 (Millet Mektepleri)」が設立され、29 年 1 月から授業が開講された。著者は各種の資料を用いて、運営方法、対象とする講習者、授業形態、開設場所など、「国民学校」の実態を詳しく描き出していく。この「国民学校」に関しては、罰則規定を含むさまざまな形の参加促進政策が進められ、新字講習参加への強制性を高める工夫がされていた。そこで教育内容を見ると、教員の役目は新字を教えるだけでなく、礼儀作法や規範意識、さらには公衆衛生の観念を学習者に植え付けることにあるとされた。著者はこうした分析を通して、新字習得の目的は、たんなる読み書き能力の獲得ではなく、共和国的価値の内面化の作業でもあったと論じている。

第六章では、新旧の二種類の文字が並存していた状態について論じられる。この問題が重要であるのは、著者によれば、文字革命の実態を把握するためには、新字の普及と同様に、伝統的な書記法である旧字表記が社会で捨てられていくプロセスを見なければならぬからである。著者は、新字が全面的に歓迎されたわけではなく、一部には「不信心者の文字」として批判的にとらえる意見が存在したことを指摘する。事実、法的な規制の対象外である私的領域においては、旧字が依然として使用されており、とくに知識人層でその傾向が強かった。この点について著者は、旧字の知識と使用が知識人としての格式とレベルを示す指標としてとらえられており、そのことは新字の登場によっても意味を失わなかったからであるとしている。さらに宗教的コミュニティの力が強い農村地域では、新政府への警戒心が強く、公教育への不信が広がっており、宗務局の管轄の外で活動していた村落イマームと呼ばれる人々のあいだでは、旧字が相変わらず使われていた。事実、多くのムスリム子弟は、クルアーンの学習という形で、アラビア文字に触れ続けており、旧字から新字への切り替えは当局の予想以上に時間のかかるものとなった。

第七章では、これまでの章とは角度を変えて、文字革命の成功言説がいかにして形成・定着したかに焦点をあわせる。著者の分析によれば、この文字革命は、その科学的な正当性が強調される一方で、国父アタテュルクの英雄的功績として称揚されることもある。前者はアラビア文字がトルコ語の構造と合わないことを科学の名のもとに強調するのに対し、後者において文字革命はケマル・アタテュルクの偉大さと結びつき、愛国心を刺激する情緒的な言説を形成する。著者はこうした成功言説が定着していくありさまを、文字革命から 10 年を経た時点でのさまざまな論説や資料から明らかにしていく。アタテュルクの死後、新字はアタテュルクの遺産として権威化され、最終的には、1950 年代の民主化後の時期に文字政策の不可逆性が自明化されることになる。

終章では、論文全体の結論がまとめられる。文字革命の代償は、文字が異なる価値観を抱く集団の対立をあおる潜在的な火種となったことにあり、その意味で、文字革命の余波は現代のトルコ社会にも影を落としていることが指摘される。

3 本論文の成果と課題

オスマン帝国の否定のうえに建設されたトルコ共和国の性格を理解する上で、アラビア文字に代わってラテン文字を採用したことに始まる言語改革は決定的に重要である。しかし、その客観的な評価は難しい。とりわけ、創造主が預言者ムハンマドに語りかけた言語であるアラビア語が「神が選ばれし言語」であり、それを表記する文字であるアラビア文字に必然的に高い宗教性が付与されることを考えれば、アラビア語とアラビア文字を否定することがイスラーム世界の盟主オスマン帝国の否定を超えて、イスラームという宗教の軽視までをも含意するからである。こうして、イスラーム主義対世俗主義という現代にまで続く際限のない政治的イデオロギーの対立が生まれ、それが建国の父、ケマル・アタテュルクによるトルコ共和国建国に対する評価にも影を落とすことになる。

このように、言語改革はトルコ近現代史における政治的イデオロギー対立の問題と直結している。トルコのアカデミズムもこの政治的対立と無縁ではない。本論文は、こうした言語改革をめぐる政治状況を反映する学問状況のなかで、アラビア文字に代わるラテン文字の採用という文字改革に論点を絞ることによって、こうした政治イデオロギーに係わる問題群を回避し、トルコ共和国建設時の言語改革の本質に迫ることに成功している。

とくに優れた点として、本論文は、出版物、法律、政府の通達から個人の書簡に至るまでの多くの資料を渉猟して、文字革命と呼ばれた現象の実態に迫ったことが挙げられる。たとえば、国民学校をはじめとする組織や制度の詳細な検討を通じて、文字普及をめざす政府の方針と社会の実態のあいだにさまざまな軋轢や葛藤があったことを指摘したことは重要である。それによって、文字改革の問題がオスマン末期にまでさかのぼる議論の延長線上にあったことや、共和国建国後もアラビア文字とトルコ文字の二文字並存の状態がしばらくつづいたことが明確化され、ひいては、文字革命がケマルの英断によって短期間のあいだに成しとげられたとする公式の「成功言説」を実証的アプローチによって相対化することができた。

他方で、文字改革に論点をしばったことは、本論文の長所ではあるが、それがそのまま弱点につながりうることは指摘しなければならない。

ひとつは、トルコ共和国における言語改革には、文字改革以外に、オスマン語に大量に含まれたアラビア語とペルシア語の語彙をトルコ語固有の語彙に取り換えるという言語純化主義の運動や、トルコ語に人類言語の起源を求める「太陽言語理論」など、さまざまな側面があったからである。とくに言語純化主義はアラビア文字をトルコ文字に取り換えたことの帰結として見ることができるが、本論文では本格的に議論されてはいない。

また、本論文はトルコ共和国建設時の言語改革についての分析には成功してはいるものの、その後、現代にまで続く、トルコ社会に与えた言語改革の影響については深く論及していない。つまり、文字改革が「近代化・世俗化・国民化」という「国民形成」の枠組みのなかに位置づけられるのは確かだとしても、ひるがえって言語改革が社会に対してどのような反作用を及ぼしたかについての考察が不足している。その考察を進めていけば、国民形成における「近代化・世俗化・国民化」という三つの柱の相互の関係について、さらに突っ込んだ議論ができたであろう。

さらに、文字改革に焦点をしばったことのひきかえとして、アラビア語とペルシア語の語彙を大量に含んだ「オスマン語」から近代トルコ語への転換についての言語学的、とくに語彙論や文体論の側面からの検討が不足している。文字はたんなる言語の外皮ではなく、文字の切り替えが言語本体になんらかの影響をおよぼすものであるとすれば、補足という形ではあれ、この点についてさらに議論がほしかった。

とはいえ、これらの問題は亀山氏自身が本論文の限界として十分に意識しており、これからの研究の発展が望まれるところである。今後、亀山氏が文字改革を超えて言語改革を論じるなかで、トルコ社会論を一層深めることを期待する。

4. 結論

以上のことから、本論文が学位論文に値するすぐれた研究であると認められ、著者に一橋大学博士（学術）の学位を授与することが適当であると考ええる。

最終試験結果の要旨

2017 年 12 月 13 日

学位請求者 穂山 祐子
論文題目 トルコ共和国における文字革命と「国民」の形成
論文審査委員 糟谷啓介 イ ヨンスク 加藤博

2017 年 10 月 30 日、本学学位規則第 8 条第 1 項に定めるところの最終試験として、学位請求論文提出者 穂山裕子氏 の博士学位請求論文「トルコ共和国における文字革命と「国民」の形成」に関する疑問点について逐一説明を求め、あわせて関連分野についても説明を求めたのに対し、穂山祐子氏はいずれも十分かつ適切な説明を与えた。

よって審査員一同は、一橋大学博士（学術）の学位を授与されるに必要な研究業績および学力を穂山祐子氏が有することを認定し、最終試験での合格を判定した。